

第3回 眼の水晶体の被ばく 限度の見直し等に関する検討会	資料 2
平成31年3月20日	

新たな眼の水晶体の等価線量限度について 事務局に寄せられた主な意見

新たな眼の水晶体の等価線量限度について 事務局に寄せられた主な意見

主な意見

- ① 複数の専門医がいても、熟練した特定の医療従事者による診療が必要となる現状がある。熟練を要する治療を多く実施する医療機関では、特定の医療従事者が被ばく限度に達し、治療が実施できなくなることが懸念される。
(日本消化器病学会、日本医学放射線学会、日本整形外科学会)
- ② 都市部以外の地域では、一人の医師が救急を含む診療を行っている医療機関があるため、このような医療機関にも一律に線量限度を適用されると、必要な診療ができなくなることが懸念される。
(日本循環器学会、日本整形外科学会)
- ③ 熟練者が線量限度を超えないための対応として、線量を下げするための現場の工夫と、線量限度を超えるおそれのある熟練者への管理者側の対応が必要である。
(日本医学放射線学会)